

中小企業採用力強化支援事業実施業務委託先企画提案募集要項

昨今の人手不足社会において、県内中小企業が自社の魅力を自らによって十分に伝え、優秀な人材を計画どおり採用することができるよう、採用力強化の支援を実施する。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想やノウハウを取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集する。

1 業務の内容

中小企業採用力強化支援事業実施業務

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 事業の趣旨 | 昨今の人手不足社会において、県内中小企業が自社の魅力を自らによって十分に伝え、優秀な人材を計画どおり採用することができるよう、採用力強化の支援を実施する。 |
| 業務内容 | 別紙「中小企業採用力強化支援事業実施業務委託仕様書」のとおり |
| 委託期間 | 委託契約締結の日 ～ 令和7年3月31日 |
| 委託金額（上限） | 3,702,000円（消費税及び地方消費税含む） |
| 提案募集のポイント | 以下の提案について、重点的に審査を行う。 ①事業周知方法（広報媒体、サイト会員等へのアプローチ、実績など） ②運営体制（実施時期を踏まえた実施方法の工夫、会場レイアウト、プログラム、個別相談ニーズやモデル企業の掘り起こしなど） |

2 応募要領

(1) 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有する法人であること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑦ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑧ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。

- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

(2) 審査について

① 審査方法

提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

② 審査基準

「事業の遂行能力」(業務執行体制、事業運営実績)

「事業広報体制」(周知方法の効果、広報媒体の妥当性、広報量の妥当性)

「事業の運営体制」(セミナープログラム・構成、個別相談、モデル企業の創出、人員体制)を中心に審査を行う。

なお、従来の実施手法にとらわれない柔軟な発想を期待する。

③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

(3) 提出様式等

① 企画提案申込書(様式1)

② 事業計画書(様式2)

③ 事業実施に必要な許認可等を証する書類(提案内容による)

④ 県税(県内に事業所を有する事業者に限る)、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類[納税証明書等](県の入札参加資格を有している場合は除く)

⑤ その他、県から個別に提出を求められた書類

※ 様式類は、県ホームページからダウンロードできる。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/r5/saiyoryoku-teian.html>

(4) 企画書等提出期限

令和6年3月5日(火) 17:00 必着(持参または郵送)

上記(3)で定められた様式を6部提出のこと

持参の場合の受付時間は、土・日を除く 8:45~12:00 及び 13:00~17:00

(5) 企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就労班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711(内線3766) FAX 078-362-3392

E-mail rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp

(6) 契約条件

① 契約形態

委託契約とする。

② 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）

3,702,000 円

③ 契約保証金

兵庫県財務規則第 100 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

- ・受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ・受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理しなければならない。